

海津郡3町合併協議会の調整方針

(協議第21号) H15.1.14(第4回)提出 H15.1.22(第5回)確認

協議第21号	公共的団体等の取扱いに関する事	協議細目
調整方針(案)	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整につとめるものとする。</p> <p>1 各町共通の団体について</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整につとめる。</p> <p>(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整につとめる。</p> <p>2 各町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>	

留意事項	関係法令	備考
<p>「公共的団体等の取扱い」として協議する団体</p> <p>団体の設置について、3町が関与している団体</p> <p>3町の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体</p> <p>3町の事業に大きく関わっている団体</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄)</p> <p>第16条(第1項~第6項 省略)</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</p> <p>地方自治法(抄)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等(*1)の活動(*2)の総合調整を図るため、これを指揮監督する(*3)ことができる。(第2項~第4項 省略)</p>	<p>*1 公共的団体等</p> <p>「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和24年2月7日)</p> <p>「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。(学説「逐条地方自治法」)</p> <p>*2 公共的団体等の活動</p> <p>「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう(逐条地方自治法)のたいてい、公共的団体の内部組織(たとえば、役員を選任行為)には及び得ないと解すべきである。(行政実例 昭和29年7月26日)</p> <p>*3 総合調整を図るため、これを指揮監督する</p> <p>公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。(行政実例 昭和24年2月7日)</p>

総務省ホームページ「合併相談コーナー」より

#### 商工会議所・商工会

商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則（商工会議所法8条、商工会法7条）です。通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することとなります（商工会議所法8条の2、商工会法8条）。昭和60年4月以降の市町村合併（18例）のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例です。

#### 社会福祉協議会（市町村協議会）

社会福祉協議会については、指定都市にあってはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営む者の過半数が参加するものでなければならない（社会福祉事業法74条2項）とされており、昭和60年4月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。

#### 商工会法（抄）

##### （地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

##### （市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

関係専門部会名	現 況			備 考
	海津町	平田町	南濃町	
総務専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治組織</li> <li>・海津町交通安全連合会</li> <li>・海津町交通安全対策協議会</li> <li>・海津町防犯組合</li> <li>・海津町商工青色申告会</li> <li>・海津町農業青色申告会</li> <li>・大垣法人会海津町支部</li> <li>・海津町振替納税推進協議会</li> <li>・海津町納税貯蓄組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治組織</li> <li>・交通安全協会平田町分会</li> <li>・婦人消防隊</li> <li>・平田町商工青色申告会</li> <li>・平田町農業青色申告会</li> <li>・大垣法人会平田町支部</li> <li>・平田町振替納税推進協議会</li> <li>・平田町納税貯蓄組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治組織</li> <li>・交通安全協会南濃町分会</li> <li>・南濃町交通安全婦人連絡協議会</li> <li>・南濃町防犯組合</li> <li>・南濃町婦人防火クラブ</li> <li>・南濃町商工青色申告会</li> <li>・南濃町農業青色申告会</li> <li>・大垣法人会南濃町支部</li> <li>・南濃町振替納税推進協議会</li> <li>・南濃町納税貯蓄組合</li> </ul>	
福祉専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海津町民生・児童委員協議会</li> <li>・海津町身体障害者福祉協会</li> <li>・海津町遺族会</li> <li>・海津町軍恩連合会</li> <li>・海津町シルバー人材センター</li> <li>・海津町老人クラブ連合会</li> <li>・海津町母子寡婦福祉協議会</li> <li>・海津町ボランティア連絡協議会</li> <li>・海津町食生活改善協議会</li> <li>・海津町食品衛生協会</li> <li>・海津町社会福祉協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平田町民生・児童委員協議会</li> <li>・平田町身体障害者福祉協会</li> <li>・平田町今尾校下遺族会</li> <li>・平田町海西校下遺族会</li> <li>・平田町遺族会婦人部</li> <li>・軍人恩給連盟平田支部</li> <li>・平田町シルバー人材センター</li> <li>・平田町老人クラブ連合会</li> <li>・平田町母子寡婦福祉会</li> <li>・平田町保育研究会</li> <li>・平田町ボランティア連絡会</li> <li>・平田町食生活改善協議会</li> <li>・平田町食品衛生協会</li> <li>・平田町社会福祉協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南濃町民生・児童委員協議会</li> <li>・南濃町身体障生者福祉協議会</li> <li>・南濃町遺族会</li> <li>・軍人恩給連盟南濃町連合会</li> <li>・南濃町高齢者能力活用協会</li> <li>・南濃町老人クラブ連合会</li> <li>・南濃町母子寡婦福祉会</li> <li>・南濃町保育協会</li> <li>・南濃町食生活改善協議会</li> <li>・南濃町食品衛生協会</li> <li>・南濃町社会福祉協議会</li> </ul>	
産業経済専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海津町商工会</li> <li>・4 Hクラブ</li> <li>・農事改良組合</li> <li>・猟友会</li> <li>・緑化推進委員会</li> <li>・植物防疫協会</li> <li>・酪農組合</li> <li>・肥育組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平田町商工会</li> <li>・4 Hクラブ</li> <li>・農事改良組合</li> <li>・有害駆除会</li> <li>・緑化推進委員会</li> <li>・植物防疫協会</li> <li>・酪農組合</li> <li>・肉畜組合</li> <li>・養鶏組合</li> <li>・家畜防疫協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南濃町商工会</li> <li>・4 Hクラブ</li> <li>・農事改良組合</li> <li>・猟友会</li> <li>・緑化推進委員会</li> <li>・畜産振興会</li> </ul>	

現 況			備 考
関係専門部会名	海津町	平田町	南濃町
教育専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海津町体育協会</li> <li>・海津町スポーツ少年団連絡協議会</li> <li>・海津町文化協会</li> <li>・海津町小中学校 P T A 連絡協議会</li> <li>・海津町子ども会育成連絡協議会</li> <li>・海津町青年のつどい協議会</li> <li>・海津町青少年育成町民会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平田町体育協会</li> <li>・平田町スポーツ少年団</li> <li>・平田町文化協会</li> <li>・平田町小中学校 P T A 連絡協議会</li> <li>・平田町子ども会育成連絡協議会</li> <li>・平田町青年のつどい協議会</li> <li>・平田町青少年育成町民会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南濃町体育協会</li> <li>・南濃町スポーツ少年団</li> <li>・南濃町文化協会</li> <li>・南濃町 P T A 連絡協議会</li> <li>・南濃町子ども会育成連絡協議会</li> <li>・南濃町青年団体連絡協議会</li> <li>・南濃町青少年育成町民会議</li> </ul>